

無料

出張相談窓口 in 名護

開設します！

事業者の皆様が設備投資をした時に、
税の減額や免除を受けられることを
ご存知ですか？

税理士も一緒に相談に
応じます！

設備投資をした場合に活用できる**税の優遇制度**

沖縄県には沖縄振興特別措置法に規定された税の優遇制度があり、建物や機械・装置などを購入した場合に**税が減額や免除**になる場合があります。

※特定の要件を満たし、県知事の事業認定を受けた場合には、**設備投資をしなくても税の優遇制度**が受けられる場合があります。（経済金融活性化特別地区・情報通信産業特別地区・国際物流拠点産業集積地域、法人設立から**10年間**、**最大40%**の**所得控除**）

対象産業・事業は？

(対象地域:沖縄県全域) 観光関連施設/製造業/道路貨物運送業/倉庫業/
こん包業/卸売業/デザイン業/機械設計業/経営コンサルタント業/
エンジニアリング業/自然科学研究所/電気業(一定の要件あり)/商
品検査業/計量証明業/研究開発支援検査分析業

(対象地域:名護市) 金融関連産業/情報通信関連産業/観光関連産業/農
業/水産養殖業/製造業/自然科学研究所/法律事務所、特許事務所/公
認会計士事務所・税理士事務所/経営コンサルタント業

(対象地域:一部の北部地域を除く) 情報通信関連産業

(対象地域:那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市、糸満市、中城湾港新港地区)
製造業/特定の機械等修理業/こん包業/特定の無店舗小売業/
倉庫業/航空機整備業/道路貨物運送業/特定の不動産賃貸業/卸売業

(対象地域:離島地域) 旅館業

事業者必見!
設備投資に係る**税の優遇制度**

沖縄特区・地域税制活用
ワンストップ相談窓口

開設日：7月～11月の第一金曜日

令和元年7月5日(金)、8月2日(金)、
9月6日(金)、10月4日(金)、11月1日(金)

開設時間：**13:00～16:00**

場所：名護市産業支援センター
3階 301号室
(名護市大中1丁目19-24)

どのような場合に該当するのかなど、様々な疑問にお答えしていきますので、是非この機会をご利用ください！！

なお、当日は込み合うことも予想されますので、事前のご予約をお勧め致します。

【窓口・お問い合わせ】

公益財団法人沖縄県産業振興公社

「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」

TEL：098-894-6377

HP：<https://www.zei-tokku.okinawa/>

【ご予約先】

名護市商工観光局

経済金融活性化特区推進室

TEL：**0980-53-7530**